

豊田市交通安全学習センター 指定管理者制度 公募に関するQ&A

地域振興部 交通安全防犯課

	資料名	質問箇所	質問	回答
1	様式2 事業計画書	4-1	「当施設の管理運営を行うにあたり、地域経済貢献について貴団体の考え方や具体的な提案」の記述が求められていますが、交通安全学習を担う当施設で「地域経済貢献」を期待される意図は何でしょうか。	当市では、令和4年4月1日に「豊田市公契約条例」を施行しており、市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定は「公契約」に該当します。条例では、労働者の適正な労働環境の確保とともに地域経済の活性化を掲げており、当条例に係る特約条項第4条では、「受注者等は下請負者等を選定するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。公契約に係る業務の実施に必要な資材等を調達する場合についても、同様とする。」としています。事業計画書の当該項目では、公契約の受注者として、条例の趣旨を踏まえた地域経済への貢献に対する考え方や具体的な提案があれば記載をお願いします。
2	様式2 事業計画書	(注)	事業計画書の注意書きで「記入欄は適宜広げても差し支えないが、1つの小項目あたり1枚以内で完結すること」となっていますが、考え方を補足するために図表を挿入する場合、見やすさなどの観点から縮小して記載するのではなく、別紙などで1枚追加することは可能でしょうか。	別紙は不可としますので、図表や見やすさを含めて1つの小項目あたり1枚以内で完結するよう、工夫をお願いします。

	資料名	質問箇所	質問	回答
3	募集要項	8 (3) 提出書類	匿名性に関する配慮は不要でしょうか（企業名や担当者名を黒塗りにするなど）。	匿名性に関する配慮は不要です。
4	募集要項	8 (6) 提出方法	エ～カの書類（様式4, 5, 8）の提出部数をお示してください。	各1部で結構です。なお、募集要項7ページに記載のとおり、様式4, 5, 8は全てまとめて封筒に入れ、封筒の表面に「豊田市交通安全学習センター見積書、収支計画書、光熱水費積算明細書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押してご提出ください。
5	募集要項	10 協定の締結	「指定管理者の指定議決前」、「議決後から協定締結まで」、「協定締結後」のそれぞれにおいて、事業計画書の別添様式である人員配置計画書に示した人員計画が何らかの理由により変更せざるを得ない場合、指定の取り消しなどペナルティがあるのでしょうか。	各段階においてもペナルティや指定取り消しとなることはありませんが、事業計画書の内容を評価し、指定管理者として選定しますので、やむを得ず変更になる場合であっても、基本的には人員配置計画書に示された人員と同等の人員を新たに確保していただくこととなります。
6	様式2 事業計画書	別添様式 人員配置計画書	人員配置計画書にはどの範囲までの人員計画を記載すればよろしいでしょうか。また、10名を超える場合、別添様式を複製して対応すればよろしいでしょうか。	募集要項 別添資料2 1 (1) のとおり管理運営業務仕様書で示す人員配置基準に留意して人員配置計画書を作成してください。また、10名を超える場合は、別添様式を複製し、通番をふり直して対応してください。

	資料名	質問箇所	質問	回答
7	管理運営業務仕様書	第2編 第7 備品等保守管理業務	再委託業務に係る備品を当施設の倉庫に保管する等、再委託業務に係る備品の管理についてはどのように扱うのかお示してください。	再委託業務について再委託業者と契約を締結するにあたり、備品の扱いについても取り決めを行ってください。
8	管理運営業務仕様書	第4編 第1 一括再委託の禁止	再委託に当たり、再委託業者の選定資格要件等の規定をお示ください。	再委託業者の資格要件は、「下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと」、「下請負者が業務委託を行うに当たって必要とされる資格等を有していること」と規定しております。また、再委託に当たっては、事前に業務内容、業者名、業務実施体制、契約金額等を書面により市に提出し、市の承認を得なければならないとされています。これは、市が施設の設置者として、再委託の業務範囲や再委託業者を確認することで、再委託の合理性（再委託する業務内容や契約予定金額が妥当か、選定した再委託業者が最適か等）を判断し、適切な施設運営を確保するためです。
9	募集要項	8（3）提出書類	共同企業体ではないが、協力企業がある場合、共同企業体協定書（様式6）の提出は不要か。また、任意様式や事業計画書で協力企業を記載する必要がありますか。	共同企業体での応募でなければ、共同企業体協定書（様式6）の提出は不要です。また、任意様式での提出も必要ありません。なお、協力企業があることが、応募団体としてサービスの質の向上につながると判断される場合は、事業計画書に記載いただくことや、プレゼンテーション審査においてPRいただくことは問題ありません。